

特別価格

ご自宅の井戸水は“安心”ですか？

定期検査項目11項目+推奨10項目

飲用井戸水定期検査項目11項目に当センターで行ってきた水質検査結果で検出頻度の高い10項目をセットにしました。

一般家庭の井戸水は法令による検査義務はありませんが、安心して飲用するため検査を受けてみませんか。

飲用井戸限定 井戸水21項目検査

通常税込価格48,400円→ **22,000円 (税込)**

検査する井戸水は、お客様が採取してセンター受付にお持ち込みいただくことをお願いしておりますが、センター職員が採水やご自宅に受取りにお伺いすることもできますので、お気軽にご相談ください。
(採水は国に登録している検査員が行います)

検査項目(21項目)

飲用井戸水検査は11項目8,800円(税込)よりお受けいたします。

【定期検査 11 項目:年一回以上】一般細菌 大腸菌 亜硝酸態窒素 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
塩化物イオン 有機物(TOC) pH 値 味 臭気 色度 濁度

【推奨 10 項目】鉛及びその化合物 ヒ素及びその化合物 カルシウム、マグネシウム等(硬度) 鉄及びその化合物 マンガン及びその化合物 四塩化炭素 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン ベンゼン



検体は祝日を除く 毎週月～木曜日の9:00～12:00 13:00～15:00に受け付けております。

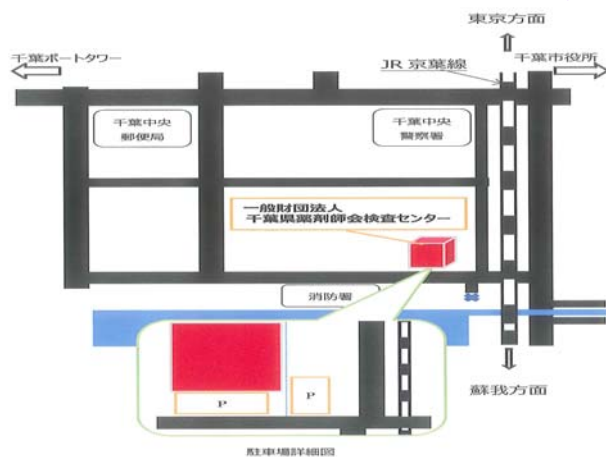
お申し込み
問い合わせ

一般財団法人千葉県薬剤師会検査センター 技術検査部

〒260-0024 千葉県千葉市中央区中央港1-12-11

TEL.043-242-5940 FAX.043-242-3850

<http://www.chiba-kensacenter.or.jp>



項目(基準値)	項目の説明
一般細菌 (100 個/mL 以下)	・水の汚染状況や飲料水の安全性を判定する上での有効な指標の一つである。
大腸菌 (検出されないこと)	・腸内に生息する菌であり、人畜の糞便等による汚染を把握する有効な指標の一つである。
亜硝酸態窒素 (0.04mg/L 以下)	・近年の知見からきわめて低い濃度でも健康影響があることがわかってきたことから平成 26 年 4 月より水質基準として定められた。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (10mg/L 以下)	・窒素肥料、腐敗した動植物、し尿、下水、汚水等による汚染の指標。乳幼児等が大量に摂取することにより、メヘモグロビン血症(呼吸困難症)いわゆるチアノーゼ症状を起こすおそれがある。
塩化物イオン (200mg/L 以下)	・ほとんどの自然水に含まれているが、し尿、下水、海水、工場排水の混入によって増加する場合があります、これらによる汚染の指標となる。250mg/L 以上では塩味を感じると言われている。
有機物(全有機炭素 TOC) (3mg/L 以下)	・水中の有機物(し尿、下水、汚水等)の指標として、従来の過マンガン酸カリウム消費量に替わるものである。原因物質により色、臭い、味に影響を与える。
pH 値 (5.8~8.6)	・溶液の酸性、アルカリ性の強さを示す指数 pH 値が 7 より小さければ酸性、大きければアルカリ性である。水質の変化を知る上で重要な要素である。
味 (異常でないこと)	・無機物質が多いと不快感を与え、硫酸塩は苦味や渋味を与え、鉄や銅などでは金気味を与える。また、有機物質による場合には不快な味と共に臭気を伴う。
臭気 (異常でないこと)	・地質由来によるもの、下水、汚水、工場排水の混入、水道管の材質等によって異常となることがある。
色度 (5 度以下)	・フミン質、鉄、マンガン等の影響や、化学工場等の排水による汚染の指標になる。
濁度 (2 度以下)	・粘土系の濁質による場合が多く、給水管等の欠陥による汚濁物質の混入が原因の場合もある。

項目(基準値)	項目の説明
鉛及びその化合物 (0.01 mg/L 以下)	・水において使用している鉛管からの溶出に由来する。常に水が流れていればほとんど検出されることはないが、断水後などに一時的に溶出が多くなることがある。
ヒ素及びその化合物 (0.01mg/L 以下)	・人の健康影響は、単体では水に不溶、経口摂取しても吸収されにくい。化合物は水に可溶で毒性が強い。
カルシウム、マグネシウム等(硬度) (300mg/L 以下)	・硬度の高い水は石鹸の使用量が多くなるばかりでなく、肉類、野菜類などの調理用水としても不相当であり、緑茶やコーヒー、紅茶の味を悪くする。
鉄及びその化合物 (0.3mg/L 以下)	・人体への健康影響はほぼ無毒であるが、鉄分の多い水は、不快な臭み(金属味、金属臭、収れん味、苦み)を与え、酸化されて発生する赤水の原因や、石鹸と化合して洗濯物が次第に鉄サビ色になるなど、生活用水としても好ましくない。
マンガン及びその化合物(Mn) (0.05mg/L 以下)	・配・給水中にマンガンイオンが含まれると、徐々に酸化されて二酸化マンガンとなり、管内壁に付着する。沈積が進行すると管内流速の増加や流向変化等によって沈着したマンガンが剥離し、いわゆる「黒い水」が流出する。
四塩化炭素 (0.002mg/L 以下)	・過去にフロンガスの原料、機械器具の洗浄、不燃性の溶剤、ドライクリーニング等に使用されていたクロロホルム様臭気の無色の液体で地下水汚染物質として知られている。沸点は 76.7℃である。
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン (0.04mg/L 以下)	・性状は無色透明の可燃性液体で、水には難溶であるが有機溶媒に可溶である。沸点は 60.0℃である。主に熱可逆性樹脂、染料抽出剤、溶剤に使用される地下水汚染物質の 1 つである。
テトラクロロエチン (0.01mg/L 以下)	・性状はエーテル様の臭気のある無色の液体でドライクリーニング、金属部品の脱脂洗浄等に使用される地下水汚染物質の 1 つで沸点は 121.2℃である
トリクロロエチレン (0.01mg/L 以下)	・性状はクロロホルム様の臭いがある無色の液体で常温では分解されない安定な物質。主に金属部品脱脂洗浄、抽出溶媒およびその他の溶剤等に使用される地下水汚染物質の 1 つで沸点は 86.7℃である。
ベンゼン (0.01mg/L 以下)	・性状は無色透明の特有の芳香臭を有する水より軽い液体で、揮発性がある。水には難溶、有機溶媒に可溶である。沸点は 80.1℃である。

当検査センターで実施している主な検査

飲料水・地下水の水質検査

簡易専用水道の検査
河川・湖沼・海水等の水質検査
工場排水・下水道水の検査

汚泥・土壌・産業廃棄物の検査

ダイオキシン類をはじめ環境ホルモンの検査

排ガス・環境大気の実態調査

騒音・振動調査・悪臭の測定
室内環境測定・作業環境測定

水道用資機材、給水装置などの浸出試験

水道用薬品の試験
学校環境衛生基準・遊泳用プール水・浴槽水の検査
浴槽水の検査(レジオネラ属菌等)

放射能測定(水・土壌・食品等)

残留農薬の検査

微生物の検査

医薬品検査・化粧品検査

食品分析

家庭用品・玩具の試験検査

ISO/IEC17025 認定取得機関 ASNITE0088T

JIS9001・ISO9001 認証取得機関 JCQA-1365

水道 GLP 認定取得機関 JWVA-GLP132

JNLA 登録試験事業者 070236JP

水道法第 20 条 第 3 項検査登録機関 厚労省登録第 16 号

簡易専用水道検査登録機関 厚労省登録第 22 号

食品衛生法に基づく検査登録機関 厚労省関厚 0122004 号

作業環境測定登録機関 千葉労働局 12-18 号

計量証明事業登録機関 千葉県第 507 号、566 号、608 号

特定計量証明事業登録機関 千葉県特第 003 号

令和 5 年 4 月 1 日発行